○**文部科学省告示第百三号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月二十五日

文部科学大臣　馳　浩

旧苅田家住宅（岡山県津山市勝間田町）	一〇棟	津山市
主屋		
	店舗及び座敷、桁行一九・七メートル、梁間九・九メートル、二階建、切妻造、各面下屋附属、桟瓦及び本瓦葺、南面突出部　桁行七・九メートル、梁間五・九メートル、三階建、東面及び南面下屋附属、西面庇付、入母屋造及び寄棟造、桟瓦葺、新座敷及び玄関　桁行三・九メートル、梁間七・八メートル、切妻造、北面下屋、東面玄関附属、桟瓦葺、東南各面庇付、杉皮葺	
	附・祈祷札　二枚	
	天保一〇年五月	
三階蔵	土蔵造、桁行六・八メートル、梁間四・九メートル、三階建、切妻造、本瓦葺、西面庇付、桟瓦葺	
	附・棟札　一枚	
	天保三年一一月	
米蔵	土蔵造、桁行七・九メートル、梁間五・九メートル、二階建、切妻造、本瓦葺	
	附・棟札　一枚	
	天保三年一一月	
前蔵	土蔵造、桁行九・九メートル、梁間七・九メートル、二階建、切妻造、本瓦葺、北面庇付、桟瓦葺、東面突出部　桁行六・三メートル、梁間二・九メートル、切妻造、北面下屋附属、桟瓦葺	
西蔵	土蔵造、桁行一〇・五メートル、梁間七・九メートル、二階建、切妻造、本瓦葺、西面突出部　桁行七・八メートル、梁間三・九メートル、切妻造、本瓦葺	
	附・祈祷札　一枚	
	寛政二年九月	
大蔵	土蔵造、桁行一九・七メートル、梁間七・九メートル、二階建、切妻造、南端裏門、北端前蔵及び西蔵に接続、東面及び西面下屋附属、桟瓦葺	
醤油蔵	土蔵造、桁行一八・四メートル、梁間五・九メートル、切妻造、南端裏門に接続、桟瓦葺	
新蔵	土蔵造、桁行一三・七メートル、梁間六・八メートル、二階建、切妻造、スレート葺、東面切妻屋根付、桟瓦葺	
巽門及び浴室	桁行四・五メートル、梁間一・三メートル、切妻造、西面一部葺きおろし、桟瓦葺、煙突付	
裏門	長屋門、桁行二九・〇メートル、梁間四・〇メートル、切妻造、桟瓦葺	
臥龍山荘	三棟	大洲市
臥龍院	木造、建築面積一二九・七二平方メートル、茅葺、北面炊事場、浴室及び便所附属、桟瓦葺	
	附・棟札　二枚	
	上棟齋札の記があるもの　一	
	明治三十八年乙巳歳二月二十六日の記があるもの　一	
不老庵	木造、建築面積三〇・一八平方メートル、茅及び桟瓦葺	愛媛県大洲市大洲六九〇番地の一
文庫	土蔵造、建築面積一七・三三平方メートル、二階建、南面廊下附属、桟瓦葺	
		岡山県津山市山北五二〇番地
		岡山県津山市勝間田町一七番地
		愛媛県大洲市大洲字勘兵衛屋敷四一一番地